

様式第1号(第6条関係)

(表面)

久喜宮代衛生組合有料広告申込書

年 月 日

久喜宮代衛生組合  
管理者

あて

住 所 (所在地)

申込者 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者名)

印

電 話  
担当者氏名

久喜宮代衛生組合有料広告掲載に関する要綱第6条第1項の規定により、広告の原稿を添えて下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたっては、裏面の記載条件を遵守します。

記

|              |                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広告媒体         | <input type="checkbox"/> 衛生組合だより<br><input type="checkbox"/> 衛生組合公式ホームページ<br><input type="checkbox"/> 郵便物封筒(長3)<br><input type="checkbox"/> 家庭ごみ・資源物収集カレンダー                                        |
| 発行回数<br>掲載期間 | <input type="checkbox"/> 衛生組合だより 回(掲載希望号 月1日発行号)<br><input type="checkbox"/> 衛生組合公式ホームページ 年 月から 年 月まで<br><input type="checkbox"/> 郵便物封筒(長3)は消費するまで<br><input type="checkbox"/> 家庭ごみ・資源物収集カレンダー 年1回 |

(裏面)

掲載条件

- 1 衛生組合だより、衛生組合公式ホームページ及び家庭ごみ・資源物収集カレンダー等に掲載できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
  - (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
  - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (6) 求人広告又はこれに類するもの
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと管理者が認めるもの
- 2 広告の規格等については、衛生組合の定めた基準(別表第2)によるものとします。
- 3 掲載料については、久喜宮代衛生組合有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、市町内に事業所を有するものの広告は、市町外に事業所を有するものの広告より優先します。
- 5 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- 6 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とします。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
  - (2) 指定期日までに広告の版下原稿を提出しなかったとき。
  - (3) 第11条第2項に規定する掲載料を納付しなかったとき。
  - (4) 広告掲載に係る手続き等において広告主の虚偽が判明したとき。
  - (5) 衛生組合の行政運営上支障があるとき。
- 8 7の規定による掲載の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他衛生組合の責めによらない原因により掲載者が受けた損害について、衛生組合はその賠償の責めを負わないものとします。